

第7章 実施すべき特定事業等に関する事項

基本構想においては、生活関連施設及び生活関連経路等の整備を早期に実施し、重点整備地区のバリアフリー化を推進するため、各事業者において特定事業を以下のとおり定めます。また、基本構想の策定後、各特定事業の実施者は可能な限り速やかに（おおむね1年以内）「特定事業計画」を作成します。

7.1 道路特定事業

(1) 基本方針

- ・「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、生活関連経路の移動円滑化を実施します。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

(2) 路線別事業

種類 (管理者)	路線名	区間	予定事業期間
国道 (北海道開発局)	①国道 12 号	花月町 1 丁目～大町 2 丁目	平成 24 年度以降概ね 10 年を目途に整備を図る
	②国道 38 号	国道 12 号交点～明神町 1 丁目	
	③国道 451 号	本町 1 丁目～国道 12 号交点	
道道 (北海道)	④道道滝川停車場線	鈴蘭通～国道 12 号交点	平成 24 年度以降概ね 5 年を目途に整備を図る
市道 (滝川市)	⑥市道官庁通	国道 12 号交点～大町 1 丁目	平成 26～29 年度にかけて整備を図る
	⑦市道鈴蘭通	滝川駅前広場～国道 451 号交点	平成 23～25 年度にかけて整備を図る
	⑧市道栄通	鈴蘭通～バスターミナル	平成 24～26 年度にかけて整備を図る
	⑨市道材木通	国道 12 号交点～明神町 1 丁目	平成 27 年度以降概ね 3 年を目途に整備を図る

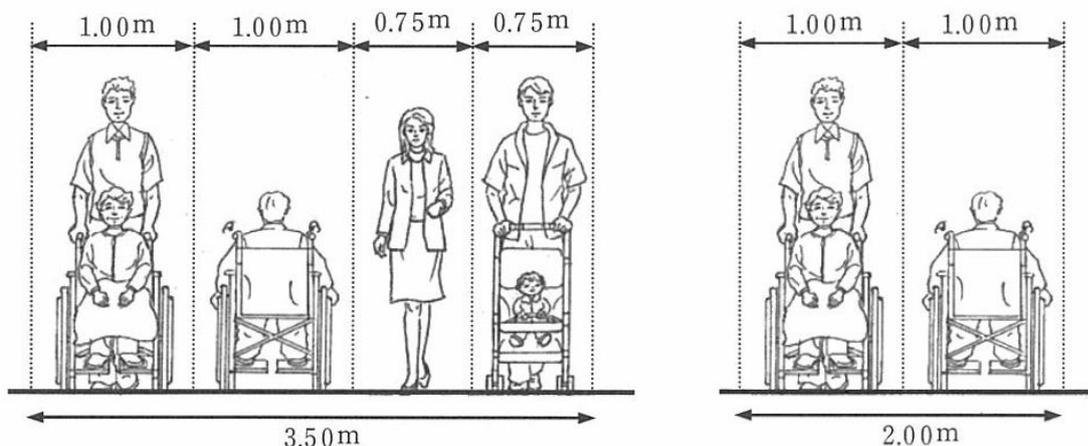
なお、③国道 451 号、⑦市道鈴蘭通については、歩道と民地（店舗等入口）が接した状態となっており、歩道のバリアフリー整備基準と段差対策との双方に配慮する必要があります。また、道路特定事業に位置づけられた道路沿線の建物所有者においても、増築・改築時には段差解消も含め、バリアフリー対策を行うよう努める必要があります（バリアフリー新法では建築面積 2,000 m²以上の特定建築物が義務付け）。

これらの路線については、他の路線と並行し、市民や施設管理者との理解・協力のもと、早期にバリアフリー化を図ります。

(3) 整備方針

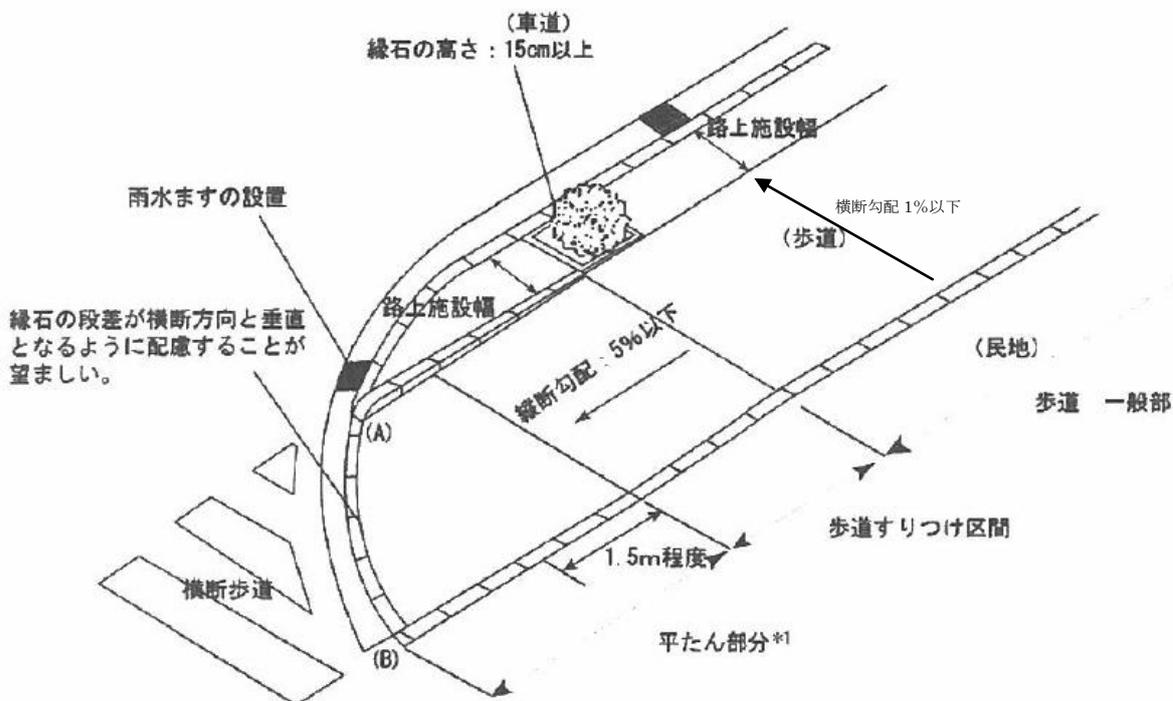
- ・道路構造においては、車道と明確に分離された安全な歩道を設置し、車いす使用者がいつでもすれ違える幅員を確保します。歩行者の交通量の多い歩道については 3.5m、その他の歩道は 2.0m 以上を原則として有効幅員を確保します。

■有効幅員のイメージ



- ・歩道一般部においては、車いす使用者等が通行しやすいように横断勾配を原則 1%(困難な場合は 2%)以下とします。また縦断勾配は原則 5% (困難な場合は 8%) 以下とします。また、波打ち歩道とまらない平坦な整備を図ります。

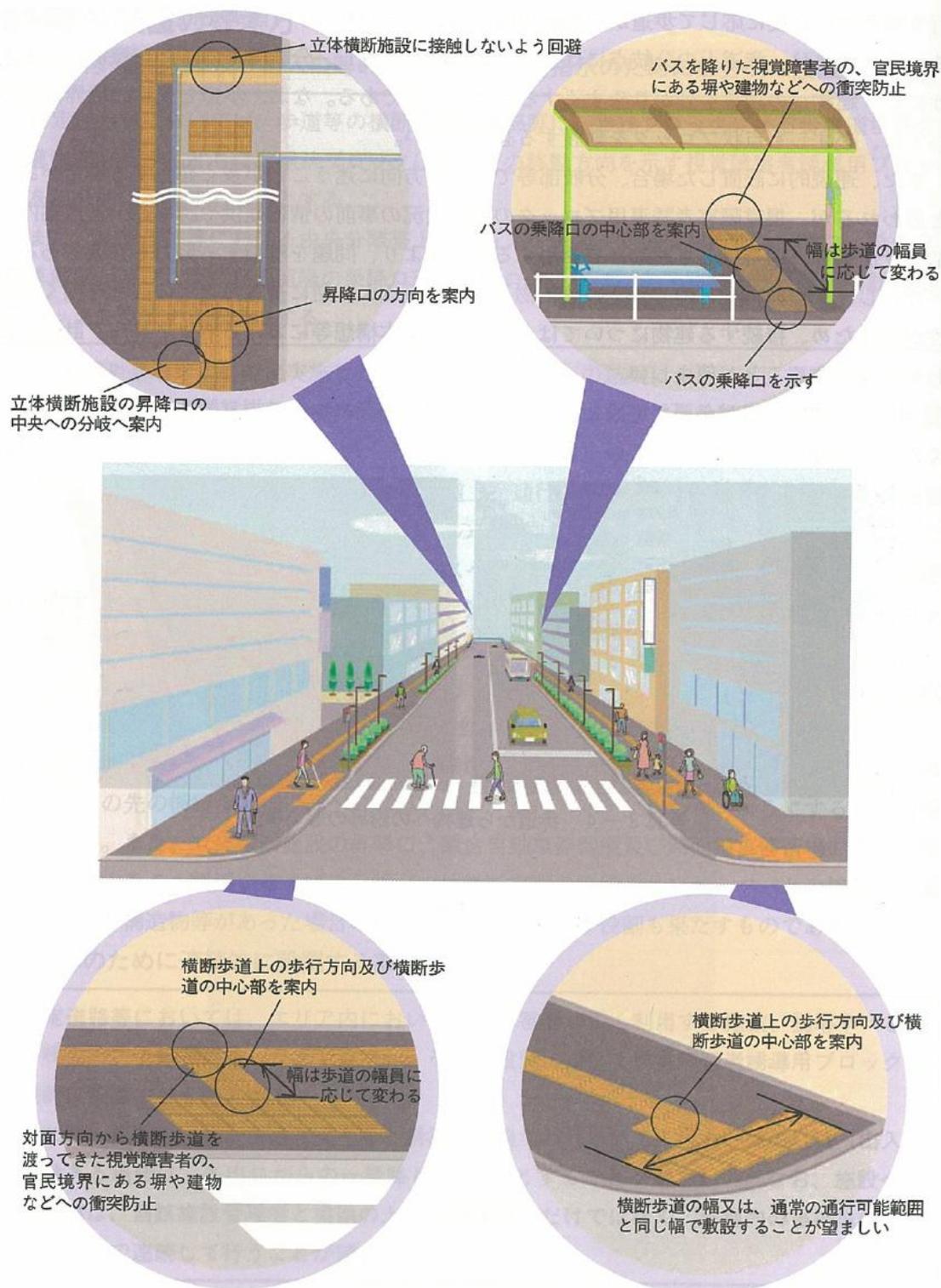
■バリアフリー化された歩道のイメージ



- ・交差点の巻き込み部や駐車場出入口等の歩道では、横断勾配、縦断勾配に配慮し、移動時の上下左右の急な傾きがないようにします。

- ・交差点部においては、車いす使用者等の利用者が安心して信号待ちができるように、平坦な部分を設けます。
- ・視覚障がい者等に配慮して、歩道一般部、交差点部などに、全国共通の規格を採用した視認性が高くすべりにくい素材の視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。

■視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置した例（イメージ）



資料：P.28,29の図は「改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン（編集・発行：（財）国土技術研究センター）」より抜粋

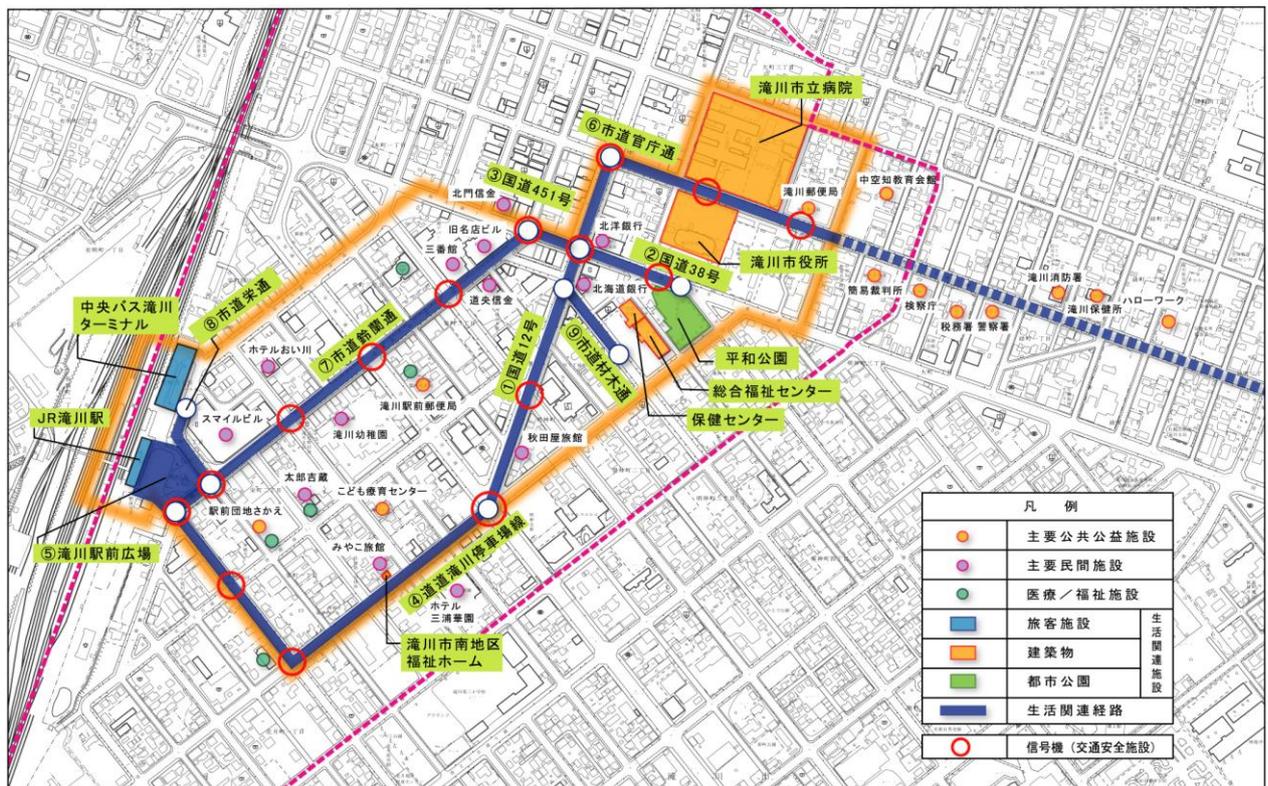
7.2 交通安全特定事業

(1) 基本方針

- ・「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、交通安全施設の移動円滑化を実施します。また、事業の実施に当たっては、生活関連経路の整備と密接な関わりがあることから、道路事業者と連携して整備を図ります。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

(2) 路線別事業

■交通安全施設位置図



路線名（事業者）	区間	整備内容	予定事業年度
①国道 12 号 （北海道公安委員会）	花月町 1 丁目～ 大町 2 丁目	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	平成 24 年度以降概ね 10 年を目途に整備を図る
②国道 38 号 （北海道公安委員会）	国道 12 号交点～ 明神町 1 丁目		
③国道 451 号 （北海道公安委員会）	本町 1 丁目～ 国道 12 号交点		
④道道滝川停車場線 （北海道公安委員会）	鈴蘭通～ 国道 12 号交点		平成 24 年度以降概ね 5 年を目途に整備を図る
⑤滝川駅前広場 （北海道公安委員会）	滝川駅前（鈴蘭通）		平成 26～29 年度にかけて整備を図る
⑥市道官庁通 （北海道公安委員会）	国道 12 号交点～ 大町 1 丁目		
⑦市道鈴蘭通 （北海道公安委員会）	滝川駅前広場～ 国道 451 号交点		

(3) 整備方針

(2)に示した生活関連経路の区間で共通して実施する交通安全特定事業の整備方針は以下のとおりです。

1) 道路標識及び道路標示の設置に関する事業

- ・道路標識については、更なる視認性向上を図るため、超高輝度化等を実施します。
- ・道路標示については、適切な補修・高輝度化を実施します。

2) 信号機の改良事業

- ・音響機能付信号機の設置を実施し、歩行者用青信号時間の適切な設定や利用しやすいボタンの配置等の多角的な視点にも配慮します。

7.3 旅客施設特定事業

(1) 基本方針

- ・「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、JR 滝川駅の移動円滑化を実施します。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

(2) 旅客施設事業

施設名 (事業者)	整備内容	予定事業期間
JR 滝川駅 (北海道旅客鉄道 (株))	跨線橋エレベーター設置 コンコース段差解消 自動ドア設置、視覚障がい者誘導用ブロッ ク設置等	平成 22 年度から整備中

なお、中央バス滝川ターミナルについては、施設の改築時等に移動円滑化に関する問題を解消するための整備を図ります。また、施設内を安全に利用できるよう、必要な情報提供を継続します。

(3) 主な整備内容

- ・駅出入口には、車いす使用者等に配慮した自動ドアを設置します。
- ・駅出入口、駅舎内及びプラットホームは段差を解消します。
- ・改札は車いす使用者に配慮した幅にします。
- ・跨線橋にはエレベーター（3箇所）を設置します。
- ・視覚障がい者等に配慮して、駅出入口、駅舎内及びプラットホームに、全国共通の規格を採用した視認性が高い、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- ・公衆トイレ内は段差を解消し、トイレ出入口は、車いす使用者に配慮した幅とし自動ドアとします。
- ・車いす使用者、妊婦や乳幼児連れなどに配慮し、多目的トイレを設置するとともに、オストメイト対応の設備にします。

7.4 その他の事業

(1) 基本方針

- ・「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、駅前広場の移動円滑化を実施します。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

(2) その他の事業

種類 (管理者)	路線名	区間	予定事業期間
駅前広場 (道路管理者・JR)	⑤滝川駅前広場	滝川駅前（鈴蘭通）	平成24年以降5年を目途に整備を図る

(3) 主な整備内容

- ・駅前広場においては、駅利用者等の歩行者にとっての主導線の円滑性を優先させ、広場内では身障者用駐車場の優先的な配置、バスベイ（バス乗降場）やタクシーベイ（タクシー乗り場）の利便性・安全性の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの整備を行います。

7.5 冬期間における歩行環境の改善

(1) 基本方針

- ・本市は道内有数の多雪地域であることから、積雪期の移動円滑化に対する改善及び冬期に重要性を増す公共交通機関の利用円滑化に対する改善として、歩行空間や滞留空間の積雪・凍結対策を実施します。行政や事業者が対策の中心的な役割を担いますが、積雪・凍結対策は、高齢者や障がい者を含め、あらゆる市民の問題であり、可能な範囲で市民も対策の役割を担います。

(2) 改善方策

- ・生活関連経路の歩道・バス停留所を中心とした重点的な除排雪の実施による移動空間等の確保
- ・砂まき等、凍結対策における行政と市民・事業者の協力体制の確立
- ・滝川流雪溝の利用による積雪期の安全で快適な歩行空間の確保

